

博多メディカル専門学校
学 則

学校法人 博多学園

博多メディカル専門学校

博多メディカル専門学校学則

第 1 章 総 則

第 1 条 本校は、臨床工学技士・歯科技工士および歯科衛生士としての必要な知識並びに技能を授けるとともに、健全な社会人としての徳性を涵養することを目的とする。

第 2 条 本校は、博多メディカル専門学校（以下、本校という）と称する。

第 3 条 本校は、福岡市博多区千代 4 丁目 3 2 番 1 号に置く。

第 4 条 本校は、学校法人博多学園が設置経営する。

第 5 条 本校の修業年限は、次の通りとする。在学年限の限度は、修業年限の 2 倍の年数とする。

- (1) 臨床工学技士科 3 年
- (2) 歯科技工士科 2 年
- (3) 歯科衛生士科 3 年

第 6 条 本校の学級編成および収容定員は、次の通りとする。

科 別		医療専門課程		歯科技術専門課程			
		臨床工学技士科		歯科技工士科		歯科衛生士科	
定員 及び 学級 数	学年	学 級	定 員	学 級	定 員	学 級	定 員
	1 年	1	4 0	1	3 2	1	5 0
	2 年	1	4 0	1	3 2	1	5 0
	3 年	1	4 0	—	—	1	5 0

第 7 条 本校には、下記の教職員を置く。

- (1) 学 校 長 1 名
- (2) 副 校 長 1 名
- (3) 教務主任 3 名（各学科 1 名）
- (4) 教 員（教務主任を含む）

学 科	臨床工学技士科	歯科技工士科	歯科衛生士科
専任教員	6 名以上	4 名以上	5 名以上
講 師	若干名	若干名	若干名

- (5) 事務職員 3 名以上（各学科 1 名）
- (6) 校 医 1 名

- 2 学校長、副校長、教務主任の職務
 - (1) 学校長は、校務をつかさどり所属する教職員を指導監督する。
 - (2) 副校長は学校長を補佐し、学校長から委任された校務をつかさどり、学校長から指示された特命事項の管理を行う。
 - (3) 教務主任は学校長を補佐し、所属学科の教務全般についての企画・運営を行い、所属教員を指導監督する。
- 3 学校長は、校務の円滑な運営のために下記の会議を招集し、これを主宰する。ただし、教務会議については教務主任が招集し、主宰する。
 - (1) 管理職会議
 - (2) 校務運営会議
 - (3) 職員会議
 - (4) 教務会議
- 4 上記記載の各会議に必要な事項は、別に定める。

第 2 章 学科目および単位・授業時間数

- 第 8 条** 学校長はそれぞれの規則に則り、各科において実施する学科目および授業時間を決定する。
- 2 学校長は前項の決定をする場合、各科の教務会議の意見を聴取するものとする。
 - 3 学校長は実施した教育課程・学科課程について検討するため、各科の教務会議を少なくとも年 1 回招集するよう教務主任に命じるものとする。
 - 4 学校長が下記三科の課程表以外に必要と認めた時は、随時、課外講義を行うことができる。なお、その評価については、教務会議で総合的に評定する。
 - 5 学校長が認めた時は、教育課程・学科課程の範囲内で実施時間および施行日の変更を行うことができる。
 - 6 各科の修得すべき授業科目および単位・時間数は、別表に掲げるとおりとする。
 - 7 各授業科目の単位は、次の各基準による。
 - (1) 講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で各科が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習、実技等については、30時間から45時間までの範囲で各科が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 臨床実習については、45時間の実習をもって1単位とする。
 - 8 単位の認定については、講義、実習等を必要な時間以上受けていると共に当該科目の内容を修得していることを確認し、学校長が認定する。

- 9 学校教育法に基づく大学、短大もしくは高等専門学校、臨床工学技士法施行規則第14条各号、歯科技工士法第14条第1号、第2号および歯科衛生士法第12条第1号、第2号に規定する学校、文教研修施設もしくは養成所において既に修得した科目については、各科の教務会議において前の学校または養成施設のカリキュラム内容が、本校の該当する養成所指定規則に定められたものとの整合性が確認された場合についてのみ考査を実施し、その結果に基づき免除することができる。

1. 医療専門課程 臨床工学技士科（以下、「臨床工学技士科」という。）

教育内容		科目名	授業方法	分野別 単位数	科目別 単位数	第1学年	第2学年	第3学年	総時間数	
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	倫理学	講義	17	1	24			24	
		社会学	講義		1	24			24	
		心理学	講義		1	24			24	
		物理学	講義		2	48			48	
		数学	講義		2	48			48	
		化学	講義		1	24			24	
		生物学	講義		1	24			24	
		外国語	講義		5	48	48	24	120	
	コミュニケーション論	講義	3	24	24	24	72			
小計				17	17	288	72	48	408	
専門基礎分野	人体の構造及び機能	解剖生理学	講義	8	4	96			96	
		基礎医学演習	演習		1		24		24	
		病理学概論	講義		1		24		24	
		基礎医学実習	実習		2	40	40		80	
	臨床工学に必要な 医学的基礎	医学概論	講義	9	1	24			24	
		臨床生理学	講義		1		24		24	
		臨床生化学	講義		1		24		24	
		臨床免疫学	講義		1			24	24	
		臨床薬理学	講義		1		24		24	
		看護学概論	講義		1	24			24	
		公衆衛生学	講義		1			24	24	
	臨床工学に必要な 理工学的基礎	疾病治療学	講義	17	2		24	24	48	
		微分積分学	講義		1	24			24	
		電磁気学	講義		1	24			24	
		基礎工学演習	演習		1	24			24	
		基礎工学実習	実習		1	40			40	
		電気工学	講義		3	48	24		72	
		電気工学実習	実習		2	80			80	
		電子工学	講義		3		48	24	72	
	臨床工学に必要な医療 情報技術とシステム 工学の基礎	電子工学実習	実習	7	2		80		80	
		医用機械工学	講義		2		24	24	48	
		放射線工学概論	講義		1		24		24	
		システム工学	講義		1			24	24	
		情報処理工学	講義		3	72			72	
	小計	情報工学演習	演習	7	1		24		24	
		情報処理工学実習	実習		1	40			40	
		医療情報学	講義		1			24	24	
		小計			41	41	536	408	168	1,112
	専門分野	医用生体工学	医用工学概論	講義	7	2	48			48
			生体物性工学	講義		2		48		48
			医用材料工学	講義		1			24	24
			計測工学	講義		1			24	24
先端技術工学			講義	1				24	24	
医用機器学		医用治療機器学	講義	8	3	24	48		72	
		生体計測装置学	講義		3		48	24	72	
		医用機器学実習	実習		2			80	80	
生体機能代行技術学		生体機能代行装置学Ⅰ	講義	12	2	24	24		48	
		生体機能代行装置学Ⅱ	講義		2		24	24	48	
		生体機能代行装置学Ⅲ	講義		2		24	24	48	
		生体機能代行装置学実習	実習		6	40	80	120	240	
医用安全管理学		医用機器安全管理学	講義	5	3		48	24	72	
		医用機器安全管理学実習	実習		1			40	40	
		リスクマネジメント論	講義		1			24	24	
関連臨床医学		臨床医学総論	講義	7	7	48	72	48	168	
臨床実習		臨床実習	実習	4	4		90		180	
		臨床工学総論	講義	8	8	24	24	144	192	
小計				51	51	208	530	714	1,452	
合計				109	109	1,032	1,010	930	2,972	

2. 歯科技術専門課程 歯科技工士科（以下「歯科技工士科」という）

教育内容	科目名	分野別 単位数	単位数	第1学年		第2学年		総時間数		
				講義・演習	実験・実習	講義・演習	実験・実習			
基礎分野	科学的思考の基盤、人間と生活	6	歯科英語	1			28		28	
			造形美術概論	1		45			45	
			情報リテラシー	2			19	30	49	
			コミュニケーション学	1	25				25	
			ビジネス能力	1			19		19	
専門基礎分野	歯科技工と歯科医療	4	4	4	32		32		64	
	歯・口腔の構造と機能	9	歯の解剖学	1	16				16	
			乳歯と永久歯の形態学	4	24	60		30	114	
			口腔解剖	1	19				19	
			口腔組織発生学	1	16				16	
			顎口腔機能学	2	28	30			58	
	歯科材料・歯科技工機器と加工技術	7	歯科理工学 無機・有機	4	54	45			99	
			歯科理工学 金属・成形・安全性	3			36	45	81	
	専門分野	有床義歯技工学	19	有床義歯技工学 総論	1	16				16
				印象採得と咬合採得に伴う技工作業	3	32	45			77
クラスプとバーの製作				4	32	60			92	
有床義歯の製作				10			64	180	244	
有床義歯技工学 総合				1			16		16	
歯冠修復技工学		13	クラウン	1	20				20	
			ブリッジ	1	16				16	
			クラウンとブリッジの製作	9	32	180		72	284	
			歯冠修復技工学 総合	2			32		32	
矯正歯科技工学		3	3	3	28	64			92	
小児歯科技工学		3	3	3	28	64			92	
歯科技工実習		12	歯科技工の基本	3	16	30	16		62	
			臨床歯科技工	5			48	84	132	
			全部床義歯の人工歯排列・歯肉形成	2				72	72	
			臨床見学	2				64	64	
合計		76	76	434	623	310	577	1,944		

3. 歯科技術専門課程 歯科衛生士科(以下、「歯科衛生士科」という。)

学 科 目		分野別 単位数	単位数	第1学年	第2学年	第3学年	総時間数	
基礎分野	科学的思考の基盤	生 物 学	2	30			30	
		化 学	2	30			30	
	人間と社会生活の理解	心 理 学	2		30		30	
		社 会 学	2	30			30	
		英 語 会 話	1		30		30	
		歯 科 英 語	1		30		30	
		情 報 処 理 論	1	40			40	
専門基礎分野	人体・歯・口腔の構造と機能	解 剖 学	2	30			30	
		組 織 ・ 発 生 学	2	30			30	
		口 腔 解 剖 学 ・ 歯 牙 解 剖 学	2	45			45	
		歯 型 彫 刻	1	30			30	
		生 理 学	2	30			30	
		生 化 学	2	30			30	
		病 理 学	2	30			30	
	疾病の成り立ちと回復の促進	薬 理 学	2	30			30	
		微 生 物 学	2	30			30	
		口 腔 衛 生 学	3	50			50	
	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	歯 科 衛 生 統 計	1		30		30	
		衛 生 学 ・ 公 衆 衛 生 学	2	30			30	
		地 域 保 健 活 動 論	1			15	15	
		衛 生 行 政	1			15	15	
		社 会 福 祉 概 論	1		15		15	
	専門分野	歯科衛生士概論	歯 科 衛 生 士 概 論	2	1	20		20
			医 療 倫 理 学	1	15			15
		臨床歯科医学	歯 科 臨 床 概 論	1	15			15
			齶 蝕 治 療 学	2	20	20		40
			歯 周 療 法 学	2	30			30
			歯 科 補 綴 学	2	30			30
口 腔 外 科 ・ 歯 科 麻 酔 学			2		30		30	
小 児 歯 科 学			2	30			30	
矯 正 歯 科 学			2		30		30	
歯 科 放 射 線 学		1		30		30		
歯科予防処置論		歯 科 予 防 処 置 法	8	8	200	80	40	320
歯科保健指導論		栄 養 指 導	8	2	45			45
		歯 科 保 健 指 導 法	6	6	80	120	40	240
歯科診療補助論		歯 科 材 料	11	1	20			20
		臨 床 検 査 法	1	1		45		45
		救 急 処 置 実 習 と 心 肺 蘇 生 法 実 習	1	1		35		35
		医 療 保 険 事 務	1	1			30	30
		技 工 実 習	1	1		30		30
		歯 科 診 療 補 助 法	6	6	120	80	40	240
臨地・臨床実習		臨 地 ・ 臨 床 実 習	20	20	45	180	675	900
選択必修分野			日 本 語 表 現 法	10	1		30	
	障 害 者 歯 科 学		1	1		15		15
	高 齢 者 歯 科 学		2	2		30		30
	隣 接 医 学		2	2		30		30
	摂 食 機 能 ・ 口 腔 機 能 訓 練 法		1	1		30		30
	医 療 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学		1	1		30		30
	接 遇 作 法		1	1	30			30
	手 話		1	1		30		30
合 計		110	110	1,195	1,010	855	3,060	

第3章 学年・学期及び休業日

第9条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10条 学年は、2期に区分する。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌3月31日まで

第11条 休業日は、次の通りとする。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日

(2) 夏期休業日 7月21日から8月31日まで

(3) 冬期休業日 12月24日から1月7日まで

(4) 春期休業日 3月21日から4月7日まで

(5) 原則として毎月、第2、第4土曜日（ただし、学校行事を優先する）

(6) 他に学校長が特に定める日

学校長が必要と認めた時は、休業日を変更することがある。

第12条 毎週の授業時間数並びに始業及び終業の時刻は学校長が定める。

第4章 入学・休学及び退学

第13条 入学の時期は、学年始めとする。

第14条 本校に入学出来る者は、学校教育法第90条第1項に該当する者で、本校所定の選抜試験に合格し、学校長が入学を許可した者とする。

但し、歯科衛生士科は女子のみとする。

- 2 耳のきこえない者および口がきけない者の入学については、各入学選考委員会等の意見を参考にして学校長が決定する。

第15条 入学志願者は下記の書類を取りそろえ、所定の入学検定料を添えて、定められた期日内に提出しなければならない。

(1) 入学願書 (様式1号)

(2) 卒業証明書 又は検定証明書もしくは卒業見込証明書
(調査書に記載のある場合は不要)

(3) 写真 3枚 (出願前3カ月以内に撮影した正面上半身のもの)
縦4cm×横3cm

(4) 受験票・写真票・受領書(控)

(5) 最終高等学校の調査書

第16条 入学選抜試験は、該当年度募集要項にもとづいて実施する。

- 2 各年度の募集要項は学則第6条及び第14条にもとづいて学校長が定める。
3 その他入学選抜についての必要な事項は別に定める。

- 第17条** 入学の許可を受けた者は、指定期日までに保護者及び保証人1人を定め、誓約書（様式2号）に身上書（様式3号）、健康診断書及び入学志願時に卒業見込証明書を提出した者は卒業証明書を添えて学校長に提出し、入学金を納入しなければならない。
- 2 入学日に許可なく出席しない者は、入学許可を取り消すことがある。
 - 3 第1項に規定する保護者は、父母・兄姉・後見人又は近親者であつて、独立の生計を営む者であること。また、保証人は、保護者以外で独立の生計を営む者で福岡市内及びその近郊に在住する者であることが望ましい。
 - 4 学校長は入学を許可した者について、所定の様式により必要な事項を記入した指導要録を作成するものとする。
指導要録には前記の事項のほか、本人の修学状況を各学年毎に記録して学習指導に供するほか、進級、卒業の認定のための資料とする。
- 第18条** 他の学校又は養成所から転入学を希望するものがあるときは、本校に欠員がある場合のみ転入学試験の上、転入学を許可することがある。その場合の既に修得した科目の単位については、第8条第9項に基づき免除することができる。
転入学の時期は、学年始めとする。
- 2 本校の学生で、他の学校または養成所に転学を希望する者は、保護者連署の上、詳しく事情を付して申し出るものとする。
 - 3 学校長は申し出の事情によっては、転学を認めることができる。
- 第19条** 誓約書および身上書の記載事項に変更等のあった場合は、直ちに学校長に届出なければならない。（様式4号）
- 第20条** 学生が欠席する場合は、その理由を付して学校長に届出なければならない。（様式5号-1）
但し、1週間以上の病気欠席の場合には診断書を添えて、学校長に提出しなければならない。（様式5号-2）
- 第21条** 学校長は感染症予防等のために必要と認めた場合には、出席停止を命ずることがある。
- 2 出席停止に関する事項については、別途定める。
- 第22条** 学生が休学しようとする場合には、休学願（様式6号）を提出し、学校長の許可を受けなければならない。但し、正当な理由なしに休学することはできない。
また、その事由が病気による場合には、診断書を添えなければならない。
- 2 休学の期間は1年以内とする。但し、学校長が特別の事由があると認める者に対しては、更に1年以内に限り延長することができる。
 - 3 休学期間は、第5条に規定する在学年限には算入しない。
 - 4 休学期間は、通算して修業年限を超えることができない。
- 第23条** 復学を希望する時は、復学願（様式7号）を学校長に提出し、学校長の許可を受けなければならない。休学の事由が病気による場合には、医師の診断書を添えなければならない。
- 2 復学を認められたものは、原学年に編入する。
- 第24条** 学生が退学するには、退学願（様式8号）を提出し、学校長の許可を受けなければならない。

第5章 進級・卒業・留年

- 第25条** 学科試験は各学年の学期毎（前期・後期）に実施することを原則とする。ただし、必要のある時は随時実施する。
- 第26条** 学科試験は原則として、次の各号の一つに該当する者は受験することができない。
- (1) 各科目の所定の履修時間もしくは授業時間の5分の4以上出席していない者。
 - (2) 各科職員会議において受験停止を決議された者。
- 第27条** 学科試験の方法は、各学科目ごとに筆記試験、実技試験、又はレポート等により行うものとする。
- 第28条** 各学科目ごとの試験の成績評価が60点以上に達した者は、履修した学科目について合格したものと評定する。成績の評定は、次のとおりとし秀・優・良・可を合格とし不可は不合格とする。
- (1) 秀 90点以上
 - (2) 優 80点以上90点未満
 - (3) 良 70点以上80点未満
 - (3) 可 60点以上70点未満
 - (4) 不可 60点未満
- 第29条** 疾病その他やむを得ない理由で第25条に規定する学科試験を受けることができなかつた場合には、各科の職員会議で校長が正当であると認めた者に限り、期日を定めて追試験を行うものとする。
- 2 前項の規定により追試験を受けようとする者は、追試験願（様式9号）にその理由を付して当該試験の前日までに校長に提出し、許可を受けなければならない。
 - 3 追試験の評価は、60点以上を合格とする。なお、この場合の当該科目の最終評価については、60点をもってその者の成績とする。
 - 4 追試験は、原則として1回実施する。
 - 5 追試験の費用は、別途定める。
- 第30条** 学科試験の成績が不可の場合は、再試験を実施することがある。
- 2 再試験を受けようとする者は、再試験願（様式10号）にその理由を付して当該試験の前日までに校長に提出し、許可を受けなければならない。
 - 3 再試験の評価は、第29条に準ずる。
 - 4 再試験の費用は、別途定める。
- 第31条** 実習成績の評価は、教育課程に基づいて行う。
- 2 所定の实習時間の5分の4以上の実習を行っていない者は、その評価を受けることができない。
 - 3 実習成績の評価は、第28条に規定する学科試験の成績評価に準ずる。
- 第32条** 疾病その他やむを得ない理由で前条第2項に規定する実習評価を受けることができなかつた者には、補習実習を行うことがある。
- 2 補習実習の評価方法については、当該教務主任および実習指導担当教員が協議し、学校長が決定する。

第33条 実習成績の評価において不合格の者には、再実習を行うことがある。

2 再実習の評価・方法等については、第30条の規定を準用する。

第34条 学校長は各学年ごとに次の各号に該当する者については、各科の職員会議に附して進級を認定する。

(1) 当該学科の出席すべき時間の5分の4以上出席していること。

(2) 当該学年の履修すべき科目の成績評定が可以上であること。

(3) 授業料、その他の諸納付金を完納している者。

第35条 学校長は次の各号に該当する者について、各科の職員会議に附して卒業を認定する。

(1) 当該学科の出席すべき時間の5分の4以上出席していること。

(2) 当該学科の履修すべき科目の成績評定が可以上であること。

(3) 授業料、その他の諸納付金を完納している者。

(4) 上記により卒業を認定された者には卒業証書を授与し、下記の通り専門士の称号を授与する。

課程名	学科名	告示
医療専門課程	臨床工学技士科	平成10年12月21日新規告示 平成23年12月22日変更告示
歯科技術専門課程	歯科技工士科	平成8年12月4日新規告示 平成23年12月22日変更告示
歯科技術専門課程	歯科衛生士科（3年課程）	平成20年2月26日新規告示 平成23年12月22日変更告示

第36条 学校長は次の各号に該当する者について、各科職員会議に附して留年を認定する。

(1) 第34条の規定により進級の認定を受けなかった者。

(2) 第35条の規定により卒業の認定を受けなかった者。

(3) 留年は同一学年に1回までとする。

(4) 留年した者は、次年度全学科を履修し、その評価を受けなければならない。

第 6 章 学 費

第37条 入学金、授業料、実習費等は、次のとおりとする。学費は、前期、後期と二期に分けて納入することとする。ただし、入学金（入学時のみ）は一括全納とする。

1. 臨床工学技士科 (単位：円)

入学金（入学時）	300,000		
区 分	金 額（年額）	前 期	後 期
授 業 料	700,000	350,000	350,000
実 習 費	350,000	175,000	175,000
施設設備費	100,000	50,000	50,000
合 計	1,150,000	575,000	575,000

2. 歯科技工士科 (単位：円)

入学金（入学時）	300,000		
区 分	金 額（年額）	前 期	後 期
授 業 料	600,000	300,000	300,000
実 習 費	450,000	225,000	225,000
施設設備費	100,000	50,000	50,000
合 計	1,150,000	575,000	575,000

3. 歯科衛生士科 (単位：円)

入学金（入学時）	300,000		
区 分	金 額（年額）	前 期	後 期
授 業 料	470,000	235,000	235,000
実習費	1年次	130,000	65,000
	2、3年次	260,000	130,000
施設設備費	100,000	50,000	50,000
合 計	1年次	700,000	350,000
	2、3年次	830,000	415,000

第38条 所定の学費は、指定期日までに納入しなければならない。納入を怠ったり督促を受けて尚、納入しないときは除籍とする。

第39条 一旦納入した学費は、原則として返還しない。

第7章 賞 罰

第40条 学業品行共優秀で、他の模範とすることの出来る学生は褒賞することがある。

第41条 学生の本分に反し、又は学則に違反した行為のあった場合は、之を懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学、退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の1に該当する者に対してのみ行う。

(1) 素行不良で改善の見込みがない者

(2) 疾病又は学力劣等等で卒業の見込みがない者

(3) 正当の理由がなく欠席が続く者

(4) 学校の秩序を乱し、その他本校学生としての本分に反した者

第8章 雑 則

第42条 健康診断は毎年1回実施し、全員受診しなければならない。

第43条 この学則の施行についての必要な細則は、学校長が定める。

附 則

(第2, 第4土曜日、休業日の設定及び歯科衛生士科授業料の変更)

平成5年4月1日より施行。ただし、第32条の規定については、平成5年度入学生から適用する。

附 則

(歯科技工士科、学科課程、時間数の変更)

平成7年4月1日より施行。ただし、平成7年度入学生から適用する。

附 則

(臨床工学技士科、学科課程、時間数の変更)

平成10年4月1日より施行。

附 則

(専門士の称号授与の追加)

平成11年3月より施行。

附 則

(臨床工学技士科、歯科技工士科、歯科衛生士科、授業時間数の変更及び歯科技工士科、歯科衛生士の学費の一部変更)

平成14年4月1日より施行。ただし、平成14年度入学生から適用する。

附 則

(歯科技工士の定員及び学級数の変更)

平成16年4月1日より施行。

(歯科技工士の専任教員数の変更)

平成16年4月1日より施行。

(臨床工学技士科授業時間数の変更)

平成16年4月1日より施行。ただし、平成16年度入学生から適用する。

附 則

(主要会議の規程)

平成17年4月1日より施行。

(臨床工学技士科、歯科衛生士の単位制の導入及び教育課程の変更、臨床工学技士科、歯科技工士科、歯科衛生士の学科目評定条件の変更)

平成17年4月1日より施行。ただし、臨床工学技士科、歯科衛生士の教育課程変更は平成17年度入学生から適用する。なお、臨床工学技士科、歯科技工士科、歯科衛生士の学科目評定条件変更は平成17年度の在籍学生から適用する。

(歯科衛生士の専任教員数の変更)

平成19年4月1日より施行。

(転入学における既修得科目の取り扱い)

平成17年4月1日より施行。

(歯科衛生士科3年課程に伴う、実習費の明記)

平成17年4月1日より施行。ただし、平成17年度入学生から適用する。

附 則

(納付金納入方法の変更)

平成19年4月1日より施行。ただし平成19年度の在籍学生から適用する。

附 則

(第14条 条文の変更、法改正により90条へ変更)

平成19年12月26日より施行。

附 則

(専門士称号授与)

平成20年2月26日より施行。

附 則

(臨床工学技士科、教育課程(科目名及び単位数)の変更)

平成20年4月1日より施行。ただし平成20年度入学生から適用する。

(歯科衛生士、教育課程(時間数)の一部変更)

平成20年4月1日より施行。ただし平成20年度入学生から適用する。

附 則

(歯科技工士科の定員変更及び学級数の変更)

平成21年4月1日より施行。

附 則

(教職員数の変更)

平成21年4月1日より施行。

(会議の一部変更)

平成21年4月1日より施行。

(進級・卒業・留年について変更)

平成21年4月1日より施行。ただし平成21年度在学学生から適用する。

附 則

(歯科技工士科の定員変更及び学級数の変更)

平成22年4月1日より施行。

(臨床工学技士科の教育課程(単位数ほか)の一部変更)

平成22年4月1日より施行。ただし平成22年度入学生から適用する。

(教職員組織の変更に関する事項)

平成22年4月1日より一部改正して施行する。

附 則

(歯科技工士科・歯科衛生士科の教育課程(時間数他)の一部変更)

平成23年4月1日より施行。ただし平成23年度入学生から適用する。

(校名変更)

平成23年4月1日より施行。

(学費の改定)

平成23年4月1日より一部改正して施行し、平成23年度の入学生から適用する。

(教職員組織(学科長の廃止)に関する事項)

平成23年4月1日より一部改正して施行する。

附 則

(住所変更)

平成23年9月1日より一部改正して施行する。

附 則

(専門士称号の付与に変更)

平成23年12月22日より一部改正して施行する。

附 則

(教職員組織(教務部長の廃止)の変更に関する事項)

平成24年4月1日より一部改正して施行する。

(様式番号及び標記の変更に関する事項)

平成24年4月1日より一部改正して施行する。

附 則

(臨床工学技士科の教育課程(単位数ほか)の一部変更)

平成25年4月1日より施行。ただし平成25年度入学生から適用する。

(歯科衛生士科の教育課程(単位数ほか)の一部変更)

平成25年4月1日より施行。ただし平成24年度入学生から適用する。

附 則

(歯科衛生士科の教育課程の一部変更)

平成26年4月1日より施行。ただし平成26年度入学生から適用する。

附 則

(歯科技工士科の教育課程(科目名および時間数)の一部変更)

平成28年4月1日より施行。ただし平成28年度入学生から適用する。

附 則

(臨床工学技士の教育課程(科目名および時間数、単位数)の一部変更)

平成30年4月1日より施行。ただし平成30年度入学生から適用する。

附 則

(学費の改定)

平成31年4月1日より一部改正して施行し、平成31年度の入学生から適用する。

(歯科技工士の教育課程(科目名及び時間数、単位数)の一部変更)

平成31年4月1日より施行。ただし、平成31年度入学生から適用する。